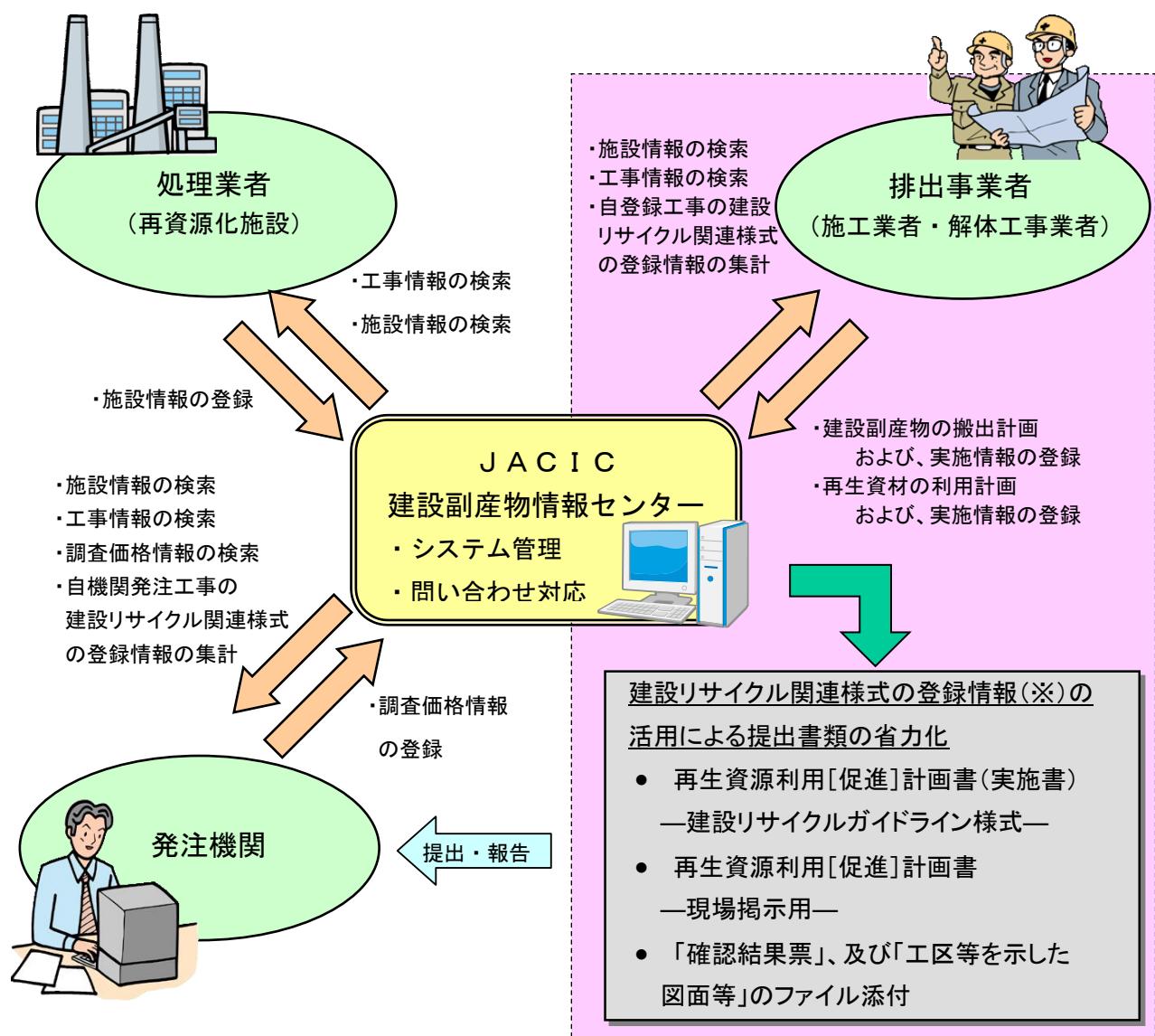


2. 1 建設副産物情報交換システムの運用

今日の建設副産物を取り巻く環境の変化を受け、国土交通省の指導のもと（一財）日本建設情報総合センター（以下、通称「J A C I C」ジャシックと呼ぶ）の建設副産物情報センター（以下、「カスタマーセンター」と呼ぶ）では、循環型社会の構築を目指し、建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進するために、建設副産物情報交換システムの全国運用を行っています。

2. 2 建設副産物情報交換システムの利用イメージ



(※)建設副産物情報交換システムにおける、建設リサイクル法第10条届出書の作成機能は廃止しました。

また、資源有効利用促進法に基づく「現場掲示用の帳票」出力、建設発生土の搬出先計画制度に基づく「確認結果票」、及び「土壤汚染対策法等の確認における工区等を示した図面等」のファイル添付に対応しました。